

資料1

## これまでの取組

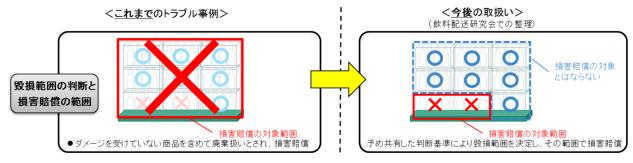
## 【課題・背景】

飲料配送中に荷崩れ等が発生し、貨物に毀損が生じた場合、**毀損が生じていないものを含めて運送事業者が損害賠償を求められる**など、飲料配送に関わる関係者間でトラブル等が発生。

## 【取組概要】

- 飲料配送研究会における議論を踏まえ、<u>「飲料配送研究会報告書」</u>をとりまとめ(R1.7.26)。
- 〇 国土交通省自動車局では、運送事業者が使用する<u>「**標準貨物自動車運送約款」における飲料配送に係る取扱いを明確にするた</u> <u><b>めの「適用細則」**を定め、運送事業者等へ通知(同上)。</u></u>

上記報告書及び適用細則において、例えば以下のように、<mark>貨物の毀損に係る損害賠償は当該毀損の範囲内で発生することが基本であること等を明確化</mark>。



※ このほか、飲料の包装 資材の傷み具合が、包装 資材の機能上等問題ない 場合は出荷可といった判 断基準の例を明確化。

## 今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。
  - ①運送事業者や荷主等(※)により構成される協議会におけるフォローアップ(年2回)
    - ⇒ **本年9月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
    - ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。
  - ②経産省、農水省、国税庁と連携し、荷主を集めた説明会等における周知
    - ⇒ **本年9月以降全国10ブロックで実施** 発・着荷主双方に対して丁寧に説明
  - ③ **経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会**の開催

- ※ 協議会の構成(抄)
- 全ト協副会長
- · 経団連産業政策本部長
- ・日商産業政策第二部長
- · 連合総合政策局長
- 学識経験者
- ・経産省・農水省など関係局長